**事務所便り**

都城市八幡町1－17

経営・労務管理　立山事務所

℡0986-21-1813 Fax0986-21-1812

**27**年**10月号**

**≪視点≫マイナンバー法施行に向けて　その６**

マイナンバーの交付時期が近づいてきました。前回に引き続き、マイナンバーの対応についての情報をお届け致します。今回は、事業所様に用意を頂くべき規程、書類につきまして下記に紹介致します。

**必要規程・書類関連**

　マイナンバーの運用が開始される28年1月までに、各事業所において従業員のマイナンバーを収集する必要がありまが、収集以後の対応に関する社内規定等、必要最低限ご用意いただく書式を下記に記載致します。

最低でも揃えて頂くべき3点セットは下記の通りです。

＜マイナンバー3種の神器＞

○特定個人情報等取扱規程：マイナンバーの取扱いに関する社内規定です。

○基本方針：特定個人情報等の取扱いへの、会社としての取組の基本方針です。

　　　　　　下記の４つの条項を盛り込む必要があります。

1. 事業者の名称
2. 関係法令・ガイドラインの順守に関する事項

　　　　　　　③安全管理措置に関する事項

　　　　　　　④質問および苦情処理の窓口等

○利用目的通知書：従業員ひとりひとりに対して交わす契約書の代わりに、従業員に対し利用目的を

　　　　　　　　　通知します。

上記に関しましては、現在当事務所にて事業所向けの雛形を制作しております。内容に関しましては準備が出来次第、10月以後案内を差し上げる予定です。

＜その他の関係書式＞

　上記の３点の必須書式に加え、マイナンバーの取扱いに対応するため、多くの業務フロー・書式をご用意いただく必要性があります。マイナンバーの使用時期・使用目的・担当者等を細かく記載する【特定個人情報管理台帳】や、従業員の家族の扶養手続の際に使用する委任状、従業員にマイナンバーの提供を依頼するための用紙等、上記必須の３点の規定関連を順守するための業務フローが発生します。

現時点で社内でどのようにマイナンバーの収集・保管・廃棄をするか、今一度ご検討を頂く必要がありそうです。

**交付のスタート**

　厚生労働省の当初の発表では、本年10月より住民票のご住所へマイナンバーが記載された【通知カード】が配布されることとなっておりますが、地域により配布の時期に若干の差が生じるようです。

現時点で都城市に住民票を置いている方については本年11月より配布開始となっています。

各市町村ごとに対応が異なりますので、配布の時期につきましては従業員様の住民票の住所がある各市町村へお問い合わせをお願い致します。

**最低賃金の更新**

　本年10月より、全国の最低賃金が変更されます。

各県の最低賃金は下記の通りです。アルバイト等の時給の労働者含め、月給の方々も含め、今一度最低賃金に準拠しているか否かのご確認をお願い致します

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **都道府県** | **最低賃金額** | **発効日** |
| 福　 岡 | 743円 | 平成27年10月４日 |
| 佐　 賀 | 694円 | 平成27年10月４日 |
| 長　 崎 | 694円 | 平成27年10月７日 |
| 熊　 本 | 694円 | 平成27年10月17日 |
| 大　 分 | 694円 | 平成27年10月17日 |
| 宮 　崎 | 693円 | 平成27年10月16日 |
| 鹿 児 島 | 694円 | 平成27年10月８日 |
| 沖　 縄 | 693円 | 平成27年10月９日 |

上記以外の件に事業所をお持ちのお客様は、下記厚生労働省のHPをご参照ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/minimumichiran/>

**お問い合わせは当事務所まで！**

**―　注目の助成金**

**中小企業両立支援助成金（代替要員確保コース）**

概要…育児休業取得者の代替要員を確保するとともに、育児休業取得者を原職復帰させた事業主に対して助成金を支給します。

受給額…支給対象者1人あたり30万円

　　　（支給対象者が有期契約労働者の場合、10万円）

対象となる措置

1. 育児休業取得者を、原職または原職相当額に復帰させる旨を就業規則等に規定していること
2. 連続1ヶ月以上休業した期間が3ヶ月以上の育児休業であること
3. 対象労働者が、育児休業開始日において、雇用保険被保険者であること。
4. 新たな雇入れにより、同一事業所、同一部署勤務の代替要員を確保すること。

（なお、育休取得者の職務へ社内の他の労働者をあて、その労働者の代替要員を雇入れにより確保する、いわゆる玉突きも可）

1. 確保の時期が、対象者の妊娠を事業主が知り得た日以降であること。
2. 育休取得者を原職に復帰させ、その後も雇用保険被保険者として引き続き6か月以上雇用すること。

受給手続き

　　育児休業終了日の翌日から起算して6か月を経過する日の翌日から2か月以内に、「中小企業両立支援助成金（代替要員確保コース）支給申請書」に必要な書類を添えて、管轄の労働局雇用均等室へ申請をします。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　**お問い合わせは当事務所まで！**

**―　ご存知ですか？**